

付則 1 配管工事施工管理基準及び規格値

1. 目 的

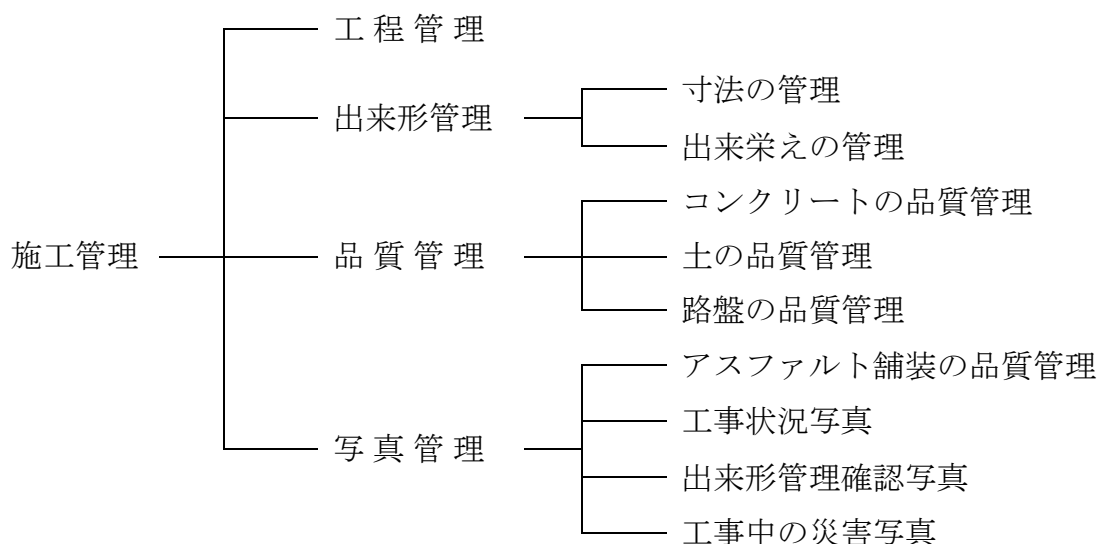
この配管工事施工管理基準及び規格値（以下「基準」という。）は、**伊達市水道工事標準仕様書総則第 1 節 1.1.1 適用**に規定する水道工事（以下「工事」という。）の施工について、契約書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を目的し、工事の規格値及び施工管理の方法を定めたものである。

2. 適 用

この基準は、伊達市水道部が発注する水道施設の請負工事の施工に適用する。ただし、施工規模、施工条件等でこれにより難しい場合は、特記仕様書、または監督員の指示により他の方法によることができるものとする。

3. 構 成

施工管理は、次の構成とする。



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事の施工前に施工管理の担当者を定め、当該工事の施工管理を掌握し、適切な管理が行われるようにしなければならない。
- (2) 受注者は、工事の施工前に施工管理計画を具体的に定め、監督員と協議するものとする。
- (3) 測定試験等の管理は、工事の実施と並行してできるだけ早い時期に行い、管理の目的が達せられるようにしなければならない。
- (4) 測定(試験)値が著しくマイナス側に偏向、またはバラツキが大きい場合は、原因を調査検討し、作業方法を改めるなどの適切な処理を講じなければならない。
- (5) 管理図表は、工事の主要段階において、監督員に提出しなければならない。

5. 管理の項目及び方法

特に監督員の指示がない場合は、下記により管理するものとする。

(1) 工程管理

工事の内容に応じた実施工程表（ネットワーク方式、またはバーチャート方式など）を作成し、工程の管理を行う。

(2) 出来形管理

出来形の規格値及び施工管理基準により管理し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表及び出来形結果表を作成する。

(3) 品質管理

品質の規格値及び施工管理基準により実施し、その管理内容に応じたX管理図、品質管理図表及び、品質結果管理表を作成する。

ただし、管理点数が10点以下の場合は、X管理図及び、品質結果管理図表の作成を省略することができる。

(4) 品質の規格値及び施工管理基準

品質の規格値及び施工管理基準は、別表のほか「福島県共通仕様書」に準じるものとする。

出来形の規格値及び施工管理基準

工 種	項 目	規 格 値 (mm)	管 理 方 法				備 考
			測 定 基 準	測定結果一覧表 による	設計図に実測値 を朱書き	そ の 他	
Ⅰ. 配管土工	土被り (DP)	±20	測点ごとに測定 する。	管下端(中心)高 を除く項目を管 理表で管理する。			
	掘削深度 (H)	-20					
	掘削幅 (a, b)	-50					
	保護砂厚 (c)	±30					
	埋戻土(切込碎石) 厚 (d)	±30					
Ⅱ. 管布設工	管路延長	-100		管路出来形管理 表に記入する。	実測値を図面に 記入する。		
	管路位置 (e)	±30	測点ごとに測定 する。		実測値を図面に 記入する。		
	中心線の変位 (f)	±30	測点ごとに測定 する。		実測値を図面に 記入する。		

※ 上記に記載のない工種は、福島県土木部共通仕様書（土木工事編）に準拠する。

